

# **(仮称)流域治水シンポジウム 企画運営等業務**

## **企画提案書作成要領**

**令和7年9月  
岩 手 県**

この「企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「（仮称）流域治水シンポジウム企画運営等業務」（以下「本業務」という。）に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が企画提案書等を作成するために必要な事項を定めるものである。

参加者は、資料2「企画コンペ実施要領」を確認のうえ、本作成要領により、企画提案に必要な書類を提出するものとする。

## 1 提出資料及び部数

企画提案書	8部（正本1部、副本7部）※A4版
費用積算内訳書	8部（正本1部、副本7部）※様式自由

## 2 企画提案内容

(1) 参加者は、資料1「業務仕様書」の記載事項を踏まえ、次に掲げる内容を提案書に盛り込み、県へ提出するものとする。（企画提案書等はA4判で作成すること。）

### ア （仮称）流域治水シンポジウムの企画運営

#### ① 司会、気象予報士

提案時点の調整状況や実現可能性について必ず説明すること。

#### ② 開催情報の周知方法

具体的な方法、イメージを提案すること。

### イ 「流域治水」啓発ポスターの作成

#### ① ポスターのコンセプト・全体イメージ

具体的なイメージを提案すること。

### ウ 共通

#### ① 実施スケジュール

#### ② 業務の実施（監理）体制

#### ③ 上記提案のほか予算の範囲内で実施可能な魅力ある企画等について、提案に盛り込んでも構わないこと。（広く発信・周知が可能な企画等）

## 3 費用積算内訳書

(1) 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書をA4判で作成すること。

(2) 費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の110分の100に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

(3) 費用積算内訳書は、企画提案書とは別冊で作成すること。

## 4 その他留意事項

(1) 企画提案は、全て企画提案書に記載すること。

(2) 企画提案は、コンペ参加者（共同提案にあつては当該共同体）1者につき1提案とすること。

- (3) 提出書類は、やむを得ないものを除き、原則、縦A4判左綴じ若しくは横A4判上綴じにまとめること。また、ページ番号は目次を除いた通し番号とすること。
- (4) 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- (5) 審査の結果、受託予定業者として選定された者は、県と契約時の仕様を協議・調整したうえで、契約締結、事業実施することとなること。なお、その際、企画コンペにおいて提案した企画案の実現が著しく困難となった場合、または企画を大幅に変更せざるを得なくなった場合は、選定を取り消す（契約を解除する）ことがあること。